

訪問看護重要事項説明書

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話：077-584-4543（月曜～日曜 9時～18時）

担当：山下 英徳

※ ご不明な点がございましたら、お尋ねください

2. 訪問看護ハートケアしが(訪問看護事業所)の概要

(1) 訪問看護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ハートケアしが
所在地	滋賀県草津市平井四丁目5-25
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	25606902456
サービスを提供する地域※	草津市・栗東市・守山市

※ 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
訪問看護	管理者（兼務）	1		1
	看護師	1	6	7
訪問リハビリ	理学療法士 作業療法士		5	5

(3) 事業の運営方針

1. 事業所の看護師等は、医師の指示に基づいて、訪問看護計画書を作成し、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援する。
2. 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るように努める。
3. ご本人が住み慣れた地域社会や家庭で安心して療養ができるように、サービスの提供をするとともに、ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人及びその家族の秘密の保持とプライバシーの保護に留意して、サービスの提供に努める。
4. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(4) 営業時間

営業日	月～日
休日	年末年始 12月30日から1月3日まで お盆休み 8月13日から8月16日まで

3. サービス内容

1 看護介護行為(利用者に対して)

- ・ バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・ 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)

2 医療的処置行為

- ・ 創傷及び褥瘡処置
- ・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア ・ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア ・

在宅酸素療法管理ケア

- ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
- ・ 喀痰の吸引・管理
- ・ 点滴
- ・ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)

3 リハビリ援助行為

- ・ 拘縮予防
- ・ 認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)

4 介護者に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など ・ 介護者の健康相談・助言

4. ご利用料金

当事業所が提供する訪問看護サービスの利用料金は、厚生労働省が定める診療報酬および介護報酬に基づき算定しています。

利用料金、加算の種類および算定方法は、法令等の改正により変更となる場合があります。

(1) 介護保険による訪問看護

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、各利用者の保険負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

〈保健師、看護師が行う訪問看護〉

(要支援の場合)

時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303単位	324円	648円	972円
30分未満	451単位	482円	965円	1447円
30分以上1時間未満	794単位	849円	1699円	2548円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	1166円	2332円	3498円

(要介護の場合)

時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314単位	335円	671円	1007円

30分未満	471単位	503円	1007円	1511円
30分以上1時間 未満	823単位	881円	1761円	2642円
1時間以上1時間 30分未満	1128単位	1206円	2413円	3620円

〈理学療法士が行う訪問看護〉

(要支援の場合)

時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分	284単位	303円	607円	911円
40分	568単位	607円	1215円	1823円
60分	852単位	871円	1175円	1479円

(要介護の場合)

時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分	294単位	314円	629円	943円
40分	588単位	629円	1258円	1887円
60分	882単位	943円	1887円	2831円

地域区分別の単価(5級地・10.7円)を含んだ金額です。(以下同じ)

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	単位	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
看護体制強化加算	(Ⅰ) 550 (Ⅱ) 200 (介護予防) 100	(Ⅰ) 588円 (Ⅱ) 214円 (介護予防) 107円	(Ⅰ) 1177円 (Ⅱ) 428円 (介護予防) 214円	(Ⅰ) 1765円 (Ⅱ) 642円 (介護予防) 321円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 6/回 (Ⅱ) 3/回 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 (Ⅰ) 50/月 (Ⅱ) 25/月	(Ⅰ) 6円/回 (Ⅱ) 3円/回 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 (Ⅰ) 53円/月 (Ⅱ) 26円/月	(Ⅰ) 12円/回 (Ⅱ) 6円/回 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 (Ⅰ) 107円/月 (Ⅱ) 53円/月	(Ⅰ) 19円/回 (Ⅱ) 9円/回 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 (Ⅰ) 160円/月 (Ⅱ) 80円/月
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	642円	1284円	1926円
特別管理加算	(Ⅰ) 500 (Ⅱ) 250	(Ⅰ) 535円 (Ⅱ) 267円	(Ⅰ) 1070円 (Ⅱ) 535円	(Ⅰ) 1605円 (Ⅱ) 802円
退院時共同指導加算	600	642円	1284円	1926円
初回加算(Ⅰ)	350	374円	749円	1123円
初回加算(Ⅱ)	300	321円	642円	963円
夜間・早朝加算	所定単位数の25/100			
深夜加算	所定単位数の50/100			
複数名訪問加算	(Ⅰ) 30分未満	(Ⅰ) 30分未満	(Ⅰ) 30分未満	(Ⅰ) 30分未満

	の場合 254 30分以上の 場合 402 (Ⅱ) 30分未満 の場合 201 30分以上の 場合 317	の場合 271円 30分以上の場合 430円 (Ⅱ) 30分未満 の場合 215円 30分以上の場合 339円	の場合 543円 30分以上の場合 860円 (Ⅱ) 30分未満 の場合 430円 30分以上の場合 678円	の場合 815円 30分以上の場合 1290円 (Ⅱ) 30分未満 の場合 645円 30分以上の場合 1017円
長時間訪問看護 加算	1時間30分以上 300	1時間30分以上 321円	1時間30分以上 642円	1時間30分以上 963円
ターミナルケア 加算	2500	2670円	5350円	8025円
口腔連携強化加 算	50	53円	107円	160円
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の1.8%		

加算の要件

看護体制強化加算

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について一定割合以上の実績等がある事業所を評価する加算

特別管理加算(I) ・ 特別管理加算(II)

訪問看護ステーション等が、特別な管理を必要とするご本人に対して計画的な管理を行うことで算定できる加算

緊急訪問看護加算

中重度の要介護者の在宅生活を支えるために、24時間365日、緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応する体制を構築していることを評価する加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護保険におけるサービス提供体制強化加算とは、訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算

ターミナルケア加算

利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)

初回加算

新規に訪問看護計画を作成したご本人に対して、訪問看護を提供した場合
初回の訪問看護を行った月に算定

退院時共同指導加算

病院等から退院・退所するご本人に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行うことで算定できる加算

介護職員等処遇改善加算

介護保険サービスの所定単位数に対し1.8%を乗じて算定する加算です。

ご利用者様の自己負担額は、介護保険の負担割合および利用状況に応じて異なります。

なお、加算率および自己負担額は法令等の改正により変更される場合があります。

(2)医療保険による訪問看護

(基本療養費+管理療養費+加算)×負担割合となります。(別途交通費)

[基本部分]

種類		1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで 週4日から	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	【同一建物】 (1) 同一日に2人 週3日まで 週4日まで (2) 同一日に3人以上 週3日まで 週4日まで	555円 655円 278円 328円	1,110円 1,310円 556円 656円	1,665円 1,965円 834円 984円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	【外泊時】 入院中一回に限り	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日まで30分以上 週3日まで30分未満 週4日以降30分以上 週4日以降30分未満	555円 425円 655円 510円	1,100円 850円 1,310円 1,020円	1,650円 1,275円 1,965円 1,530円

精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ)	【同一建物】 (1) 同一日に2人 週3日まで30分以上 週3日まで30分未満 週4日以降30分以上 週4日以降30分未満 (2) 同一日に3人以上 週3日まで30分以上 週3日まで30分未満 週4日以降30分以上 週4日以降30分未満	555円 425円 655円 511円 278円 2,130円 3,280円 2,550円	1,100円 850円 1,310円 1,022円 556円 426円 656円 510円	1,650円 1,275円 1,965円 1,533円 834円 639円 984円 765円
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅳ)	【外泊時】 入院中一回に限り	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	1月の初月の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 上記イロハ以外の場合 2月の二日目以降の訪問の場合	イ 1,376円 ロ 1,046円 ハ 903円 以外 771円 (一日につき) 300円	イ 2,752円 ロ 2,092円 ハ 1806円 以外 1,542円 (一日につき) 600円	イ 4,128円 ロ 3,138円 ハ 2709円 以外 2,313円 (一日につき) 900円
訪問看護情報提供療養費		150円	300円	450円

[加算]

種類		1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費 2	1,000円	2,000円	3,000円
長時間訪問看護加算		520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算		265円	530円	795円
退院時共同指導加算		800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		200円	400円	600円
退院支援指導加算		600円	1,200円	1,800円
	長時間に渡る療養上必要な指導を行った時	840円	1,680円	2,520円
24時間対応体制加算		680円	1,360円	2,040円
特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100			
難病等複数回訪問看護加算	2回 (1) 同一建物内一人または二人 (2) 同一建物内3人以上	(1) 450円 (2) 400円	(1) 900円 (2) 800円	(1) 1,350円 (2) 1,200円
	3回以上 (1) 同一建物内一人または二人	(1) 800円	(1) 1,600円	(1) 2,400円

	(2) 同一建物 内3人以上	(2) 720円	(2) 1,440円	(2) 2,160円
特別管理加算	重症度等の高い 場合	500円	1,000円	1,500円
	それ以外のもの	250円	500円	750円
乳幼児加算（6 歳未満）		1507円	300円	450円
夜間・早朝訪問 看護加算		210円	420円	630円
深夜訪問看護加 算		420円	840円	1,260円
精神科重症患者 支援管理連携加 算	イ 精神在宅患 者支援管理料2 のイを算定する 利用者	イ 840円 ロ 580円	イ 1,680円 ロ 1,160円	イ 2,520円 ロ 1,740円
	ロ 精神在宅患 者支援管理料2 のロを算定する 利用者			
看護・介護職員 連携強化加算		250円	500円	750円
専門管理加算	緩和ケア・褥瘡 ケア 人工肛門ケア・ 人工膀胱ケアに かかる専門の研 修を受けた看護 師が計画的な管 理を行った場合 特定行為研修を 終了した看護師 が計画的な管理 を行った場合	250円	500円	750円
訪問看護ベース アップ評価料 (Ⅰ)		105円	210円	315円

(3) 交通費

介護保険の場合

通常の事業の実施地域を超えた地点から10キロメートル未満 500 円

通常の事業の実施地域を超えた地点から10キロメートル以上の場合

2 キロメートルにつき 100 円を加算する。

医療保険の場合

事業所から10キロメートル未満 訪問毎150円

事業所から10キロメートル以上の場合1キロメートルにつき 15円を加算する。

訪問時に有料駐車場を使用する場合、ご本人の実費負担となる。

(4) キャンセル料

前日の営業時間内までに連絡がなかった場合、キャンセル料5,000円実費負担となる。

(5) その他

以上の他に、保険外の請求をさせていただく場合がございます。

例:エンゼルケア(死後の処置)20,000 円(ご希望の方のみ)

(6) 利用料金支払方法

毎月、当該月最終週までに毎月分の請求書をお渡しします。

* 利用者の指定の口座から自動振替 支払いは月毎の精算とし、28日前後に指定の銀行より引き落としとなります。

当該月の請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

5. 緊急時における対処方法

(1) 訪問看護を実施中にご本人の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族に状態を説明するとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

(2) 看護職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

6. 苦情処理に関する事項

訪問看護ハートケアしがの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口

(担当者) 山下 英徳

(連絡先) 電話番号 077-584-4543

ファックス番号 077-584-4544

・対応可能な曜日・時間帯 月曜日から日曜日 9:00から18:00まで

(2) 苦情の行政窓口

草津市介護保険課 電話番号 077-561-2370

守山市介護保険課 電話番号 077-582-1127

栗東市長寿福祉課 電話番号 077-551-0281

滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号 077-522-2651

7. 虐待防止のための処置に関する事項

- ・当事業所では、ご本人への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、全ての職員は業務にあたることとする。
- ・虐待等が発生・発見した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処させていただきます。
- ・緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先させていただきます。

8. 事故発生時の対応

ご本人に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要処置を講じます。

9. 秘密保持について

- ・訪問看護員等および退職者は、正当な理由なくその業務上知り得たご本人又はその家族の秘密を漏らしません。
- ・また事業所の従事者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らす事のないように研修等を行い、必要な処置を講じています。

10. 非常災害対策について

- ・当事業所は災害発生時に関係各所と連絡をとり、提携の訪問看護ステーションと協働し災害時対策にあたります。
- ・ハザードマップや地域特性から起こりうる災害を予想、訓練を行います。

11. 第3者評価実施の有無

- ・当事業所では実施しておりません。

12. その他

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は 以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い 致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

（１）学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の 同意を得て行います。

（２）学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を 受けています。

（３）ご本人及び御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。

（４）ご本人および御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して 無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

（５）学生は臨地実習を通して知り得たご本人及び御家族の方々に関する情報について、他者 にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

制定日：令和6年4月1日

改定日：令和8年6月1日

（訪問看護ベースアップ評価料および介護職員等処遇改善加算に関する記載を追加）

訪問看護の提供開始にあたり、ご本人(但しご本人が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる)に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

名称 訪問看護ハートケアしが

事業者 所在地 滋賀県草津市平井四丁目5-25

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

ご本人 住所

氏名

代理人 住所

氏名

代筆の理由